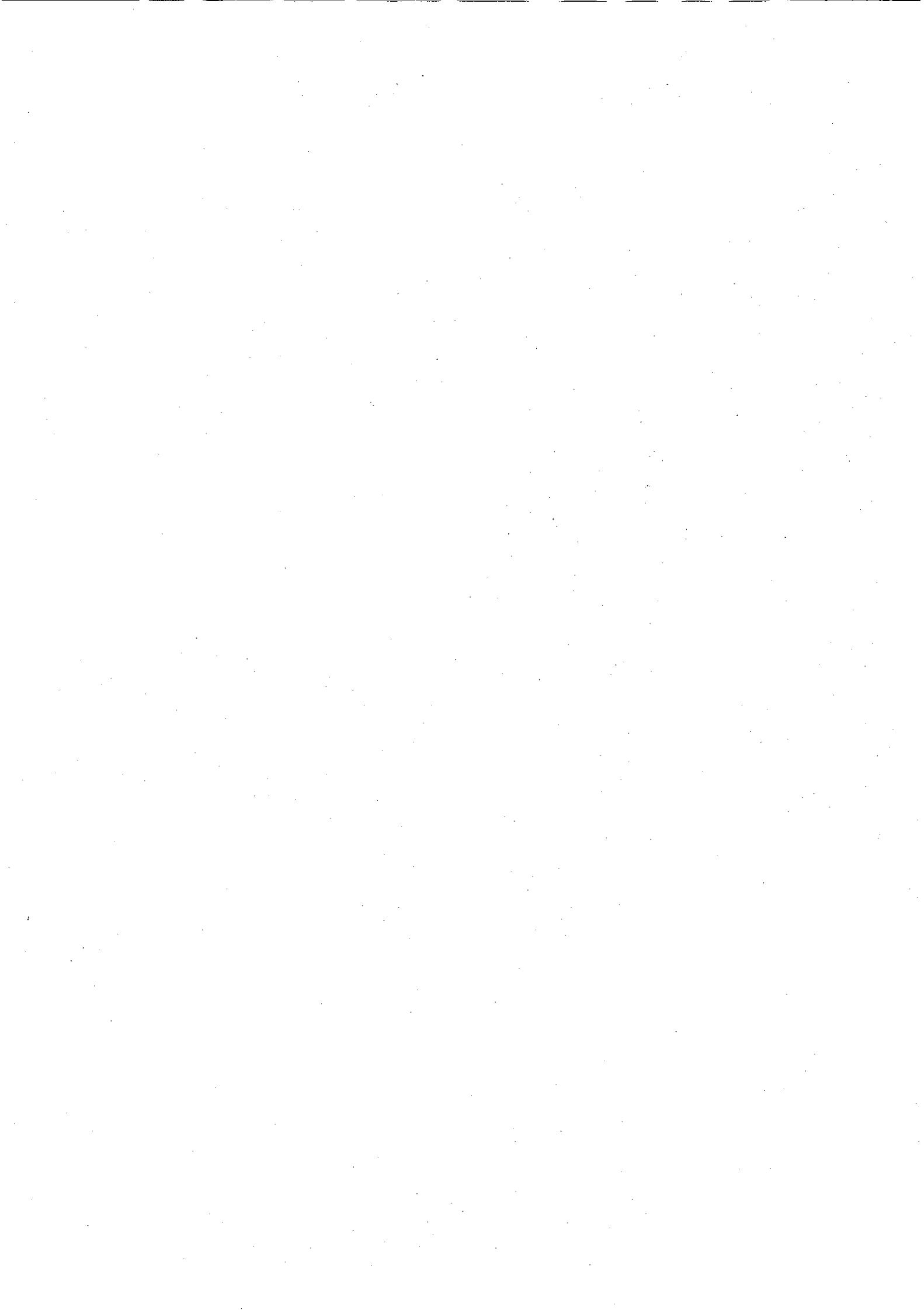


(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット
団体所在地	大和郡山市新町305-92
活動の開始年月	2001年 3月
法 人 格	・あ → 申 請 中・な し (該当するものに印をつけてください)
認証・許可年月日	2001年 4月 16日 所轄: 奈良
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	①. 保健・医療 ②. 福祉 ③. 社会教育 ④. まちづくり ⑤. 銀光の振興 ⑥. 農山漁村の振興 ⑦. 中山間地域の振興 ⑧. 学術 ⑨. 文化・芸術 ⑩. スポーツ ⑪. 環境の保全 ⑫. 動物愛護 ⑬. 災害救援 ⑭. 地域安全活動 ⑮. 人権・平和 ⑯. 國際協力・交流 ⑰. 男女共同参画 ⑱. 子どもの健全育成 ⑲. 予育て支援 ⑳. 情報化社会の発展 ㉑. 科学技術 ㉒. 経済活動の活性化 ㉓. 職業能力・雇用機会 ㉔. 消費者の保護 ㉕. 団体の連携・支援 ㉖. その他()
主な活動対象地域	大和郡山市
現在の活動内容	配食部門（配食グループのぞみ）は、大和郡山市在住65歳以上の高齢者（世帯）へ手作りで安全な素材の温かい昼食をお届けし、孤独になりがちな独居高齢者の安否確認を同時に行ってます。 デイハウス部門（いづみの里）は、高齢者の健康維持、閉じこもり防止を図り、要介護状態になることを予防する活動を行っています。
	個人会員数 40 人： 団体会員 2 団体： 専従職員 2 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	高齢者（世帯）の安否確認を兼ねているため、各利用者の介護事業所、ケアマネージャー、市の包括ケア推進課、包括支援センター、と連携し連絡を取り合いながら日常のサポートを続けてきました。 ご家族の方が遠方であったり、疎遠であったり、身寄りのない高齢者の方の身近な見守り役として、介護保険では行き届かない日常生活を支える活動を23年続けています。
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	配食の需要が増えていますが、私たちは食を届けるだけの事業所ではなく、食を通してきめ細かい気遣いを心掛けているボランティア団体です。 生きていればいつか必ず訪れる老後は他人事ではなく自身の事として、まだ余力のあるメンバーが少しずつ時間と労力を出し合って活動を続けています。 これからも手作りの美味しい家庭料理を毎日お届けすることは勿論のこと、孤独になりがちな高齢者の方への安否確認も丁寧に続けていくために、一人一人に関わる時間にゆとりを持つ必要性を感じています。一軒一軒お昼ご飯に間に合うように雨の日も風の日も休むことなくボランティア活動で続けていくために必要な手段を充実させて行きたいです。



受付番号

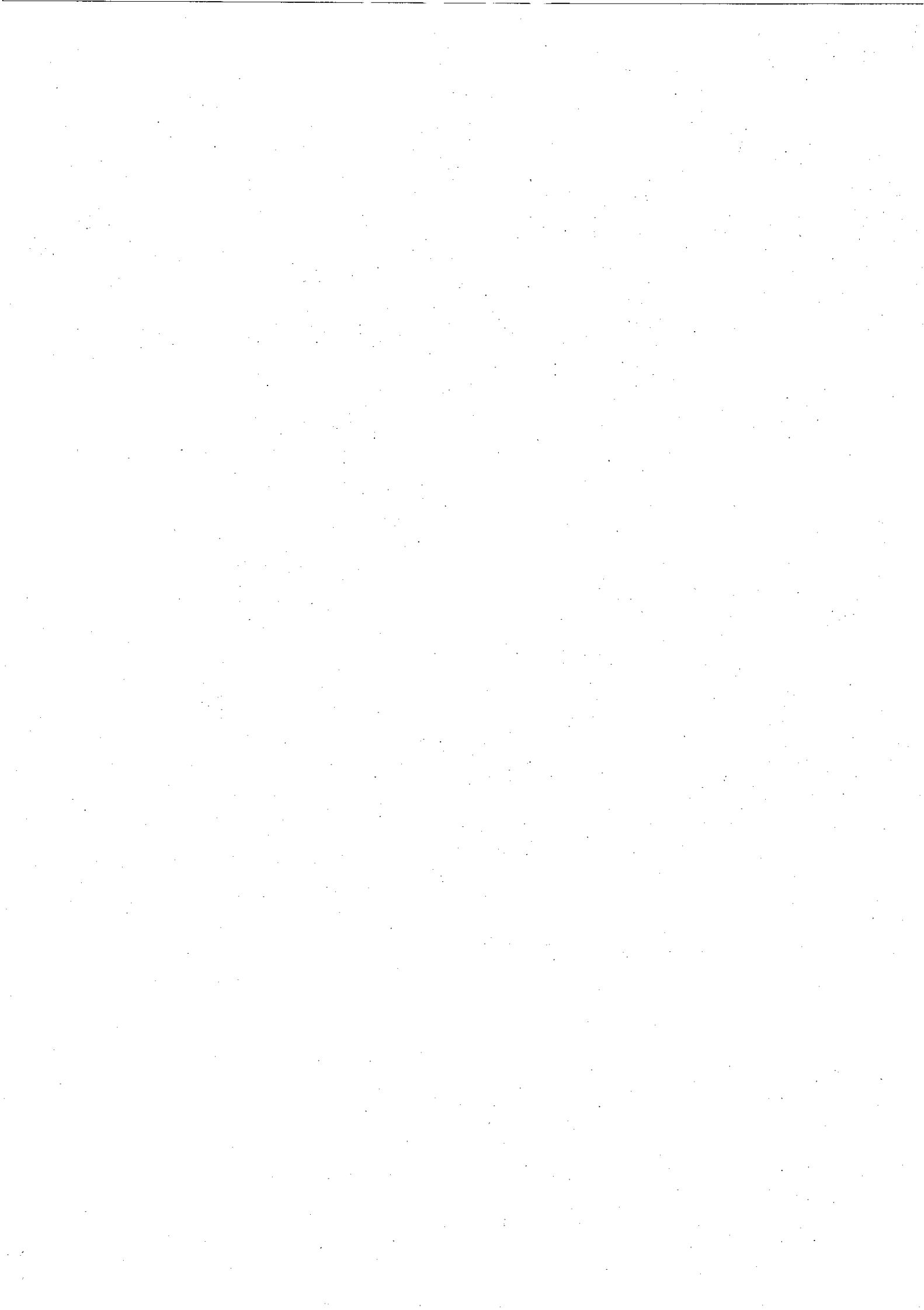
(様式第3号)

令和 5 年 1 月 26 日現在

團 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動なら福祉介護ネット 配食グループのぞみ

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。



特定非営利活動法人なら福祉介護ネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人なら福祉介護ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を奈良県大和郡山市新町305-92に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県民及びその近接住民に対し、福祉・介護等に関する事業を行い、人権の擁護と平和で安心して住み続けられるまちづくりをめざし、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項における別表に掲げる活動のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉・介護に関する講演会・研修会の開催に関する事業
- (2) 保健・医療・福祉・介護を中心とするボランティア活動に関する事業とボランティア育成及び研修事業
- (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)の養成講座の開催及び研修会の開催に関する事業
- (4) 介護予防生活支援に関する事業
- (5) 介護保険による以下の事業
 - ① 居宅介護支援事業
 - ② 訪問介護及び介護予防訪問介護
 - ③ 訪問看護
 - ④ 通所介護
 - ⑤ 福祉用具貸与
 - ⑥ 認知症対応型共同生活介護
 - ⑦ 特定施設入所者生活介護
- (6) バリアフリー等の住宅改修に関する事業
- (7) 保健・医療・福祉・介護の増進とネットワークを進める活動に関する事業
- (8) 非営利活動団体の交流とネットワークを進める活動に関する事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく障害福祉サービス事業
- (10) 福祉輸送事業
- (11) 高齢者・障害者・児童とその家族等との交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して活動への協力をう個人



(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返納しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 10人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務と権限)

- 第15条 理事長は、この法人を代表（代表権を有する）し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。



- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めるここと。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併



- (4) 事業計画及び收支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び收支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果



(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない



- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放



棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名 氏名 住所又は居所

理事長 津島寿幸

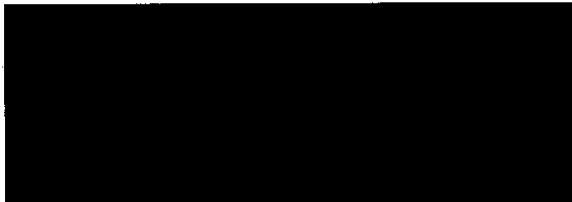
副理事長 山村弘成

理事 吉川浩子

理事 加藤東洋

監事 菊地高波

監事 中村一



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1000 円
 - (2) 会費(年額)1000 円

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 14 年 9 月 27 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 15 年 5 月 1 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁に定款変更の届出を行った日(平成 15 年 8 月 1 日)から施行する。
主たる事業所の住所地の変更のため、認証は必要なし。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 16 年 5 月 13 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 17 年 10 月 17 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 18 年 9 月 29 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 19 年 9 月 21 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 24 年 10 月 11 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 26 年 9 月 16 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 27 年 9 月 16 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(平成 29 年 8 月 30 日)から施行する。

附則

1. この定款は(平成 30 年 10 月 1 日)から施行する。

附則

1. この定款は(令和 2 年 6 月 18 日)から施行する。

附則

1. この定款は、所轄庁の定款変更の認証のあった日(令和 3 年 8 月 6 日)から施行する。



令和4年度事業報告書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

特定非営利活動法人 なら福祉介護ネット

1 事業の成果

令和4年度は、保健・医療・福祉・介護を中心とする事業を行い、地域住民の安心して住み続けられることを支える事業を行った。また、その他の事業については、今後の展開を検討しているところである。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

	事業内容	実施日	実施場所	従事者 人數	受益者対象者 範囲及び人員	支出額 (千円)
保健・医療・福祉・介護に関する講演会・研修会の開催に関する事業		活動できず				
保健・医療・福祉・介護を中心とするボランティア活動に関する事業とボランティア育成及び研修事業	一人暮らし老人への配食サービス 宅老事業	通年 通年	大和郡山市 大和郡山市	月平均 32名 月19人	大和郡山市 年間 8,050食 年間669人	8,064 1,262
訪問介護(ホームヘルパー)の養成講座の開催及び研修の開催に関する事業		活動できず				
介護予防生活支援に関する事業		活動できず				
介護保険による以下の事業 ①居宅介護支援事業 ②訪問介護及び介護予防訪問介護		活動できず				
③訪問介護 ④通所介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦特定施設入所者生活介護		活動できず				
バリアフリー等の住宅改修に関する事業		活動できず				
保健・医療・福祉・介護の増進とネットワークを進める活動に関する事業		活動できず				
非営利活動団体の交流とネットワークを進める活動に関する事業		活動できず				
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律にもとづく障害福祉サービス事業		活動できず				
福祉輸送事業		活動できず				
高齢者・障害者・児童とその家族等との交流事業		活動できず				

活動計算書

[税込] (単位: 円)

自 令和4年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

特定非営利活動法人なら福祉介護ネット

【経常収益】

【受取助成金等】

地方公共団体補助金	790,000
-----------	---------

【事業収益】

配食委託事業収入	3,551,850
----------	-----------

利用料収入	5,078,500
-------	-----------

8,630,350

【その他収益】

受取 利息	81
-------	----

雑 収 益	150,590
-------	---------

150,671

経常収益 計

9,571,021

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当 (事業)	1,946,000
------------	-----------

ボランティア費用	881,100
----------	---------

法定福利費 (事業)	305,677
------------	---------

福利厚生費 (事業)	7,169
------------	-------

人件費計	3,139,946
------	-----------

(その他経費)

食 材 費	2,380,653
-------	-----------

旅費交通費 (事業)	769,576
------------	---------

車両 費 (事業)	277,605
-----------	---------

通信運搬費 (事業)	100,393
------------	---------

消耗品 費 (事業)	253,832
------------	---------

修 繕 費 (事業)	16,280
------------	--------

水道光熱費 (事業)	371,618
------------	---------

賃 借 料 (事業)	720,000
------------	---------

広告宣伝費 (事業)	7,000
------------	-------

減価償却費 (事業)	1,107,989
------------	-----------

保 険 料 (事業)	140,720
------------	---------

租 税 公課 (事業)	3,900
-------------	-------

支 払 手 数 料 (事業)	6,710
----------------	-------

雜 費 (事業)	30,760
----------	--------

その他経費計	6,187,036
--------	-----------

9,326,982

事業費 計

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

旅費交通費	28,000
-------	--------

支 払 手 数 料	83,820
-----------	--------

その他経費計	111,820
--------	---------

111,820

9,438,802

132,219

132,219

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

(△9,856,480)

0

0

132,219

71,009

61,210

11,390,204

11,451,414

<p style="text-align:

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人なら福祉介護ネット
全事業所

[税込] (単位: 円)

令和 5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	389,829
小口 現金	326,839
普通預金(リハ)	363,781
普通 預金	6,845,454
郵便貯金	1,059,441
現金・預金 計	8,985,344

(売上債権)

未 収 金	737,149
売上債権 計	737,149

(その他流動資産)

前 払 金	60,000
その他流動資産 計	60,000
流動資産合計	9,782,493

【固定資産】

(有形固定資産)

車両運搬具	2,713,490
什器 備品	1,591,038
減価償却累計額▲	△2,403,172
有形固定資産 計	1,901,356

(投資その他の資産)

出 資 金	7,000
投資その他の資産 計	7,000
固定資産合計	1,908,356
資産合計	11,690,849

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	129,182
預り金	39,258
未払法人税等	71,000
流動負債合計	239,435
負債合計	239,435

《正味財産の部》

前期繰越正味財産	11,390,204
当期正味財産増減額	61,210
正味財産合計	11,451,414
負債及び正味財産合計	11,690,849

財産目録

特定非営利活動法人なら福祉介護ネット
全事業所

〔既込〕(単位:円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	389,829
小口 現金	326,839
南都普通(本部) 本店 普通475236	2,387,666
南都普通(配食) 本店 普通238115	4,432,297
南都普通(デイ) 郡山支店 普通516721	363,781
奈良借用金庫(老老所) 小泉支店 普通125815	25,491
郵便貯金 No. 14580-19770421	1,059,441
現金・預金 計	8,985,344

(売上債権)

未 収 金	344,309
配膳作業委託料	92,840
利用料・負担金	300,000
地域支え合い事業交付金	
売上債権 計	737,149

(その他流動資産)

前 払 金	60,000
4月分家賃	
その他流動資産 計	60,000

9,782,493

【固定資産】

(有形固定資産)

車両運搬具	2,713,490
什器 備品	1,591,038
減価償却累計額▲	△ 2,403,172
有形固定資産 計	1,901,356

(投資その他の資産)

出 資 金	7,000
投資その他の資産 計	7,000
固定資産合計	1,908,356
資産合計	11,690,849

《負債の部》

【流动負債】

未 払 金	5,467
通信費	123,715
食材費	

預り金

社会保険料	22,695
所得税	8,200
雇用保険料	8,358
未払法人税等	71,000

流动負債合計

負債合計	239,435
------	---------

正味財産

11,451,414

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2011年11月20日NPO法人会計基準協議会）によっています。

同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。（但し、建物は定額法）

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

科目	保健・医療・福祉・介護を中心とするドランティア活動に関する事業	介護保険による事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律にもとづく障害福祉サービス事業	福祉輸送事業	合計
I 経常収益					
事業収益	4,492,440	0	0	0	4,492,440
利用料収益	5,078,500				5,078,500
経常収益計	9,570,940	0	0	0	9,570,940
II 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	1,946,000				1,946,000
ボランティア費	881,100				881,100
福利厚生費	312,846				312,846
人件費計	3,139,946	0	0	0	3,139,946
(2) その他経費					
印刷製本費	0				0
旅費交通費	769,576				769,576
通信運搬費	100,393				100,393
消耗品費	253,832				253,832
修繕費	16,280				16,280
車両費	277,605				277,605
食材費	2,380,653				2,380,653
水道光熱費	371,618				371,618
賃借料	720,000				720,000
広告宣伝費	7,000				7,000
支払手数料	6,710				6,710
損害保険料	140,720				140,720
諸会費	0				0
租税公課	3,900				3,900
研修費	0				0
雑費	30,760				30,760
減価償却費	1,107,989				1,107,989
その他経費計	6,187,036	0	0	0	6,187,036
経常費用計	9,326,982	0	0	0	9,326,982
当期経常増減額	243,958	0	0	0	243,958

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の使途が制約されていない正味財産は11,451,414円です。

(単位：円)

内容	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	次期繰越額	備考
丸紅基金	1,710,000	0	1,710,000	0	車両購入費
地方公共団体補助	0	790,000	790,000	0	
合計	0	790,000	2,500,000	0	

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首帳簿額	増加	減少	減価償却累計額	期末帳簿額
有形固定資産	897,885	2,111,460	1,107,989	2,403,172	1,901,356
その他の資産	0	0	0	0	0
合計	897,885	2,111,460	1,107,989	2,403,172	1,901,356

